

京都市公設小売市場条例を廃止する条例（平成18年3月27日京都市条例第132号）（産業観光局商工部商業振興課）

公設小売市場（現在存続しているものは、京都市北野公設小売市場、京都市田中公設小売市場及び京都市深草公設小売市場）は、市民の消費生活の向上に資するための施設として設置したのですが、民間事業者による類似の施設の充実等により、その設置の必要性及び効果が低下したため、これを廃止することとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市公設小売市場条例を廃止する条例を公布する。

平成18年3月27日

京都市長 榊本頼兼

京都市条例第132号

京都市公設小売市場条例を廃止する条例

京都市公設小売市場条例は、廃止する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(産業観光局商工部商業振興課)